平成２２年（フ）第６２８号
福岡市中央区荒戸１丁目１番８―401号
債務者　木戸　良一
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０１号
福岡市博多区吉塚１丁目22番８―203号
債務者　矢澤千鶴子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目10番22―701号　アメックス那珂川
債務者　犬塚真一郎
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大隈1059―１Ｂ201
債務者　城　　知恵（旧姓原田・胡井）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３３号
福岡県大野城市瓦田１丁目15番13号　コーポ白木原202号
債務者　古川　公子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８４号
福岡市博多区博多駅東１丁目５番10―1005号
債務者　野田　一平（旧姓山代）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９号
長崎県五島市上崎山町249番地　阿野ツヤ子方、住民票上の住所長崎県五島市玉之浦町玉之浦250番地
債務者　川脇　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１０号
長崎県五島市木場町516番地３　マリンハイツ103号
債務者　酒井イサ子
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第８４号
宮崎県延岡市高野町492番地２
債務者　矢野　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１７号
沖縄県那覇市字安謝242番地　国吉アパート301
債務者　比嘉比富美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４３０号
宮城県宮城郡利府町春日字金生44番地２
債務者　佐伯　千恵
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
仙台市青葉区八幡７丁目８番35号
債務者　清水美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
宮城県名取市植松４丁目18番27号
債務者　昆布谷茂美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番２―404号　市営清水沢住宅２号棟
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
仙台市若林区石名坂31番地の１　ザ・フラットＲ―Ｅ
債務者　吉田　千寿
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
宮城県気仙沼市本吉町赤牛65番地１
債務者　紺野　美香
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第９８号
茨城県水戸市城東３丁目１番25号　金沢住宅
債務者　渡邉　礼子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
水戸地方裁判所